

令和8年度武蔵村山市自治会活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市内の自治会（以下「自治会」という。）に対し武蔵村山市自治会活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより自治会の活動を支援し、もって良好な地域社会の形成、維持及び発展に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の目的を達成するための活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 懇親会等に係る経費
- (2) 人件費、賃金等
- (3) 交際費、慶弔費等
- (4) 役員等に対する報償費等
- (5) 他の補助制度により補助対象となっている経費
- (6) 政治活動及び宗教活動に係る経費
- (7) その他自己資金によることが適当と認められる経費

(交付額)

第3条 補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

- (1) 均等割 1自治会につき50,000円
- (2) 世帯割 令和8年4月1日現在の当該自治会の加入世帯数に100円を乗じて得た額
- (3) 活動加算割 市長が別に定める活動項目の実施件数に応じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(交付の申請)

第4条 自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度武蔵村山市自治会活動費補助金交付申請書（第1号様式）を令和8年6月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、武蔵村山市補助金等交付規則（昭和48年武蔵村山市規則第21号。以下「交付規則」という。）第8条に規定する補助金等交付決定通知書（以下「決定通知」という。）により、当該自治会に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 決定通知を受けた自治会（以下「補助自治会」という。）は、交付規則第14条の実績報告をするときは、必要な書類を添えて令和8年度武蔵村山市自治会活動費補助事業実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付規則第15条に規定する補助金等交付確定通知書により補助自治会へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助自治会に対し補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交付規則第8条の交付の決定を通知した場合において当該補助事業の執行上特に必要があると認めるときは、交付規則第15条の額の確定を通知する前であっても、決定通知に基づく交付額について、概算払をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした書面の提出を受けなければならない。

3 補助金の交付請求等の手続は、この要綱に定めるもののほか、武蔵村山市会計事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第52号）に定めるところによる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を概算払により支払っているときは、精算すべき補助金の額について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助対象経費に充当するものとし、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の会計を明確に記載した帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整備して、少なくとも5年間保存すること。
- (3) 交付規則の定めを遵守すること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。